

廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。 (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。 (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。 2. 交付金の交付の申請について (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。その際、災害廃棄物処理計画を添付すること。ただし、「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱」（平成27年2月27日付環廃対発第1502275号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）別表1の第11項の事業を実施する場合は、事業完了後速やかに所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。 (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不	1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。 (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。 (3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。 2. 交付金の交付の申請について (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。その際、災害廃棄物処理計画を添付すること。ただし、「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱」（平成27年2月27日付環廃対発第1502275号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）別表1の第11項の事業を実施する場合は、事業完了後速やかに所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。 (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不

備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」及び交付対象事業者より提出のあった災害廃棄物処理計画を環境大臣に提出すること。 3. 交付金の交付決定変更の申請について (1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 (2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 4. 交付の決定について (1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。 (2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。 5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、様式	備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」及び交付対象事業者より提出のあった災害廃棄物処理計画を環境大臣に提出すること。 3. 交付金の交付決定変更の申請について (1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 (2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。 4. 交付の決定について (1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。 (2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。 5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、様式
---	---

第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に報告し、その指示を受けるものとする。 ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。 (2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。 6. 申請等の様式について 申請書等の様式は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr><td>(1) 交付金交付申請書</td><td>様式第1</td></tr> <tr><td>(2) 交付金交付申請報告書</td><td>様式第2</td></tr> <tr><td>(3) 交付金交付決定変更申請書</td><td>様式第3</td></tr> <tr><td>(4) 交付金交付決定変更申請報告書</td><td>様式第4</td></tr> <tr><td>(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書</td><td>様式第5</td></tr> <tr><td>(6) 交付金中止（廃止）承認申請書</td><td>様式第6</td></tr> <tr><td>(7) 交付金事業実績報告書</td><td>様式第7</td></tr> <tr><td>(8) 交付金事業年度終了実績報告書</td><td>様式第8</td></tr> <tr><td>(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書</td><td>様式第9</td></tr> <tr><td>(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書</td><td>様式第10</td></tr> </table> 7. 事業費の費目の内容及び算定方法について (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1の第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄並びに別表2の第	(1) 交付金交付申請書	様式第1	(2) 交付金交付申請報告書	様式第2	(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第3	(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第4	(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第5	(6) 交付金中止（廃止）承認申請書	様式第6	(7) 交付金事業実績報告書	様式第7	(8) 交付金事業年度終了実績報告書	様式第8	(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書	様式第9	(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書	様式第10	第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に報告し、その指示を受けるものとする。 ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。 (2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。 6. 申請等の様式について 申請書等の様式は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr><td>(1) 交付金交付申請書</td><td>様式第1</td></tr> <tr><td>(2) 交付金交付申請報告書</td><td>様式第2</td></tr> <tr><td>(3) 交付金交付決定変更申請書</td><td>様式第3</td></tr> <tr><td>(4) 交付金交付決定変更申請報告書</td><td>様式第4</td></tr> <tr><td>(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書</td><td>様式第5</td></tr> <tr><td>(6) 交付金中止（廃止）承認申請書</td><td>様式第6</td></tr> <tr><td>(7) 交付金事業実績報告書</td><td>様式第7</td></tr> <tr><td>(8) 交付金事業年度終了実績報告書</td><td>様式第8</td></tr> <tr><td>(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書</td><td>様式第9</td></tr> <tr><td>(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書</td><td>様式第10</td></tr> </table> 7. 事業費の費目の内容及び算定方法について (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1の第Ⅰ欄及び第Ⅱ欄並びに別表2の第	(1) 交付金交付申請書	様式第1	(2) 交付金交付申請報告書	様式第2	(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第3	(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第4	(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第5	(6) 交付金中止（廃止）承認申請書	様式第6	(7) 交付金事業実績報告書	様式第7	(8) 交付金事業年度終了実績報告書	様式第8	(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書	様式第9	(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書	様式第10
(1) 交付金交付申請書	様式第1																																								
(2) 交付金交付申請報告書	様式第2																																								
(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第3																																								
(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第4																																								
(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第5																																								
(6) 交付金中止（廃止）承認申請書	様式第6																																								
(7) 交付金事業実績報告書	様式第7																																								
(8) 交付金事業年度終了実績報告書	様式第8																																								
(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書	様式第9																																								
(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書	様式第10																																								
(1) 交付金交付申請書	様式第1																																								
(2) 交付金交付申請報告書	様式第2																																								
(3) 交付金交付決定変更申請書	様式第3																																								
(4) 交付金交付決定変更申請報告書	様式第4																																								
(5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書	様式第5																																								
(6) 交付金中止（廃止）承認申請書	様式第6																																								
(7) 交付金事業実績報告書	様式第7																																								
(8) 交付金事業年度終了実績報告書	様式第8																																								
(9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書	様式第9																																								
(10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書	様式第10																																								

1 欄及び第 2 欄に掲げるものとする。 なお、様式第 1「交付金交付申請書」及び様式第 3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。 (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表 1 の第 I 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 IV 欄に掲げる基準額並びに別表 2 の第 1 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。 (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。 8. 交付金の中止又は廃止について 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第 6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第 2 項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出して承認を受けなければならない。 9. 交付金事業事務の標準的処理期間 (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。 (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。	1 欄及び第 2 欄に掲げるものとする。 なお、様式第 1「交付金交付申請書」及び様式第 3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。 (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表 1 の第 I 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 IV 欄に掲げる基準額並びに別表 2 の第 1 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。 (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。 8. 交付金の中止又は廃止について 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第 6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第 2 項の交付金の交付の申請の手續に準じて提出して承認を受けなければならない。 9. 交付金事業事務の標準的処理期間 (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。 (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。
---	---

10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

11. 実績報告

(1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

12. 交付金の額の確定等

(1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

(2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場

10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

11. 実績報告

(1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

12. 交付金の額の確定等

(1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

(2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場

合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。 (3)(2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 13. 交付金の支払 交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。 14.交付決定の取消し等 (1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。 ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合 イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合 ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対	合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。 (3)(2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。 13. 交付金の支払 交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。 14.交付決定の取消し等 (1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。 ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合 イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合 ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合 エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対
--	--

象事業を遂行することができない場合（市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。） （２）大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 （３）環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１７条第１項に基づく交付決定の取消しである場合には、（１）エに規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利１０.９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 （４）（２）に基づく交付金の返還については、第１２項（３）（ただし書きを除く。）の規定を準用する。	象事業を遂行することができない場合（市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。） （２）大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 （３）環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１７条第１項に基づく交付決定の取消しである場合には、（１）エに規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利１０.９５％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。 （４）（２）に基づく交付金の返還については、第１２項（３）（ただし書きを除く。）の規定を準用する。
15. 事後評価 （１）交付要綱第９第１項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。 ア．事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。 イ．事後評価の報告は、様式第９「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。 ウ．市町村は、イ．に定める報告書を目標年度の翌年度の６月までに都道府県知事に提出するものとする。 エ．都道府県知事は、ウ．により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の７月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。 （２）（１）の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。	15. 事後評価 （１）交付要綱第９第１項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。 ア．事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。 イ．事後評価の報告は、様式第９「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」によるものとする。 ウ．市町村は、イ．に定める報告書を目標年度の翌年度の６月までに都道府県知事に提出するものとする。 エ．都道府県知事は、ウ．により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の７月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。 （２）（１）の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1)イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。 イ. 都道府県知事は、ア.により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1)エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。 ウ. イ.により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。 (3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1)の報告書及び(2)の改善計画書の内容を反映させるものとする。 (4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。 16. 電子情報処理組織による申請等 (1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。	ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1)イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。 イ. 都道府県知事は、ア.により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1)エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。 ウ. イ.により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。 (3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1)の報告書及び(2)の改善計画書の内容を反映させるものとする。 (4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。 16. 電子情報処理組織による申請等 (1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
---	---

(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。 17. 電子情報処理組織による通知等 環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 18. その他 特別の事情により、第1項(2)、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。 19. 交付の対象となる事業の細目基準 交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。 20. 交付対象事業の範囲 交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び災害廃棄物処理計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。 (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業 新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設	(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。 17. 電子情報処理組織による通知等 環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 18. その他 特別の事情により、第1項(2)、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。 19. 交付の対象となる事業の細目基準 交付金の交付の対象となる事業にあつては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。 20. 交付対象事業の範囲 交付対象事業は、次に掲げる事業であつて、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、施設整備に関する計画支援事業及び災害廃棄物処理計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。 (1) 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業 新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設
--	--

備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表 1 の第 1 項から第 7 項までの事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業（交付要綱別表 1 の第 2 項の事業として分散型資源回収拠点施設を整備する際は、廃焼却施設の跡地を利用しない場合であっても対象とする。）並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア．廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ．エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率 22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用、廃棄物処理の有料化及び交付限度額に対する単年度交付額の平準化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ．上記イ．のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率 26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制へ

備から成る一体的な施設を建設するものであり、交付要綱別表 1 の第 1 項から第 6 項までの事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア．廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ．エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率 22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用、一般廃棄物会計基準の導入及び廃棄物処理の有料化等について検討を行いPFI 等の民間活用及び廃棄物処理の有料化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ．上記イ．のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率 26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制へ

の寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設等の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設等へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化等施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係

の寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設等の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設等へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化等施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t/日以上以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係

る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ．分散型資源回収拠点施設については、整備する施設で回収する品目に生ごみ、廃食用油、剪定枝のいずれかを含むこととし、同施設における廃棄物の予定回収量、リサイクル率、回収物の再生手法及び再生材の用途並びに施設規模を地域計画に記載するものに限る。

また、整備する施設は1施設あたり人口5万人程度を対象とする。

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項までの事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数であるものに限る。)及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

(新設)

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第6項までの事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数であるものに限る。)及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要なに応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていることを確認した上での総合的な計画である場合に限る。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表 1 の第 8 項から第 10 項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が 3 % 相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第 3 第 1 項の豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2）については、し尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が 20 % 以上削減されるものであり、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ウ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（ストックヤードを除く。）を対象

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表 1 の第 7 項及び第 8 項の事業とする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が 3 % 相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第 3 第 1 項の豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2）については、し尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が 20 % 以上削減されるものであり、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

（新設）

とし、都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業。ただし、当該事業完了後の稼働期間が原則として5年以上10年未満程度のものに限る。

(4) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、浄化槽の維持管理の負担軽減を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、事業についての要件は、令和7年3月31日付け環境適発25033126号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」によるものとする。

(5) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第12項の事業とする。

(6) 災害廃棄物処理計画策定に係る事業

災害廃棄物処理計画の策定に係る事業とは、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物対策指針等に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法及び当該施設の災害時の活用方法、さらに、災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画は除く。）を策定し、廃棄物処理施設の整備に反映させることを目的として、計画策定に必要な調査等を行うためのものであり、交付要綱別表1

(4) 浄化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、浄化槽の維持管理の負担軽減を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第9項の事業とし、事業についての要件は、令和6年1月26日付け環境適発2401263号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」によるものとする。

(5) 施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第10項の事業とする。

(6) 災害廃棄物処理計画策定に係る事業

災害廃棄物処理計画の策定に係る事業とは、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物対策指針等に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理方法及び当該施設の災害時の活用方法、さらに、災害廃棄物処理計画等に基づいた周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等について具体的に定めた災害廃棄物処理計画（ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画は除く。）を策定し、廃棄物処理施設の整備に反映させることを目的として、計画策定に必要な調査等を行うためのものであり、交付要綱別表1

の第 13 項の事業とする。

(7) 廃焼却施設等の解体事業

廃焼却施設等の解体事業とは、環境大臣が必要であると認める場合及び予算の範囲内であって、廃焼却施設等を解体する事業で、交付要綱別表 1 の第 14 項の事業とする。

ただし、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し又は策定を予定し、解体後の跡地を災害廃棄物の仮置場として指定するものに限るものとする。

なお、解体後の跡地は原則として、事業完了後 10 年間は災害廃棄物の仮置場候補地として活用するものとし、期間内において他用途に活用する場合においては、同一規模の新たな代替地を仮置場候補地として指定することとする。

21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表第 1 項から第 8 項、第 10 項及び第 12 項の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第 3 第 1 項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 2 項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）第 2 条第 3 項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第 33 条第 2 項第 1 号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

の第 11 項の事業とする。

(7) 廃焼却施設等の解体事業

廃焼却施設等の解体事業とは、環境大臣が必要であると認める場合及び予算の範囲内であって、廃焼却施設等を解体する事業で、交付要綱別表 1 の第 12 項の事業とする。

ただし、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し又は策定を予定し、解体後の跡地を災害廃棄物の仮置場として指定するものに限るものとする。

なお、解体後の跡地は原則として、事業完了後 10 年間は災害廃棄物の仮置場候補地として活用するものとし、期間内において他用途に活用する場合においては、同一規模の新たな代替地を仮置場候補地として指定することとする。

21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表第 1 項から第 7 項及び第 10 項の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第 3 第 1 項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 2 項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）第 2 条第 3 項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第 33 条第 2 項第 1 号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表 1 第Ⅳ欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び最終処分場とする（ただし、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（１）から（６）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（１）マテリアルリサイクル推進施設

ア．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備

なお、用地取得に係る別表 1 第Ⅳ欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び最終処分場とする（ただし、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（１）から（６）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（１）マテリアルリサイクル推進施設

ア．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備

①⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ②⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備 ③⑪消火設備その他火災防止に必要な設備 ④⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑤⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑥⑭前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑦⑮管理棟 ⑧⑯構内道路 ⑨⑰構内排水設備 ⑩⑱搬入車両に係る洗車設備 ⑪⑲構内照明設備 ⑫⑳門、囲障 ⑬㉑搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備 ⑭㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 ⑮㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等 イ．アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。 <u>ウ．アの⑧は令和7年3月31日までに承認を受けた地域計画に掲げられた事業に限る。</u> <u>（2）分散型資源回収拠点施設</u> <u>ア．本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</u> <u>①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）</u> <u>②選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</u> <u>③中古品・不用品の再生を行うための設備</u> <u>④再生利用に必要な保管のための設備</u> <u>⑤再生利用に必要な展示、交換のための設備</u>	①⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ②⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備 ③⑪消火設備その他火災防止に必要な設備 ④⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑤⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑥⑭前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑦⑮管理棟 ⑧⑯構内道路 ⑨⑰構内排水設備 ⑩⑱搬入車両に係る洗車設備 ⑪⑲構内照明設備 ⑫⑳門、囲障 ⑬㉑搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備 ⑭㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 ⑮㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等 イ．アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
--	---

⑥前各号の設備の設置に必要な建築物

⑦構内道路

⑧構内排水設備

⑨構内照明設備

⑩門、囲障

⑪搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

⑫電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設
ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

⑤燃焼ガス冷却設備

⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧通風設備

⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

⑪搬出設備

⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑯消火設備その他火災防止に必要な設備

⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設
ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備

④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ熔融設備・その他ごみの焼却に必要な設備

⑤燃焼ガス冷却設備

⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧通風設備

⑨灰出し設備（灰固形化設備を含む。）

⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）

⑪搬出設備

⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑯消火設備その他火災防止に必要な設備

⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑮の建築物のうち、

⑪、⑫、⑭及び⑰の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（４）廃棄物運搬中継施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤再生利用に必要な保管のための設備

⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備

⑦搬出設備

⑧排水処理設備

⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑪消火設備その他火災防止に必要な設備

⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

㉑前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ．本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア．⑮の建築物のうち、

⑪、⑫、⑭及び⑰の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

（３）廃棄物運搬中継施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤再生利用に必要な保管のための設備

⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備

⑦搬出設備

⑧排水処理設備

⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑩冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備

⑪消火設備その他火災防止に必要な設備

⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

- ⑮管理棟
- ⑯構内道路
- ⑰構内排水設備
- ⑱搬入・搬出車両に係る洗車設備
- ⑲構内照明設備
- ⑳門、囲障
- ㉑搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(5) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

- ⑮管理棟
- ⑯構内道路
- ⑰構内排水設備
- ⑱搬入・搬出車両に係る洗車設備
- ⑲構内照明設備
- ⑳門、囲障
- ㉑搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(4) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、
①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の
工事に係る部分を除く。）。

(6) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置
し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が
同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、
①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の
工事に係る部分を除く。）。

(7) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、
①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の
工事に係る部分を除く。）。

(5) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置
し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が
同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、
①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の
工事に係る部分を除く。）。

(6) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化

対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（溶融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ溶融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備

対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

ア. ごみ焼却施設

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（溶融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ溶融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

イ. し尿処理施設

- ①機械・電気共通設備
- ②受入貯留・前処理設備
- ③主処理設備

④高度処理設備 ⑤消毒・放流設備 ⑥汚泥処理設備 ⑦資源化設備 ⑧脱臭処理設備 ⑨取排水設備 ⑩電気設備 ⑪中央監視・計装設備 ⑫消火設備その他火災防止に必要な設備 ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 ウ．リサイクルセンター ①受入・供給設備 ②破碎・破袋設備 ③圧縮設備 ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備 ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備 ⑥再生利用に必要な保管のための設備 ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備 ⑧搬出設備 ⑨排水処理設備 ⑩電気設備 ⑪計装設備 ⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ⑬消火設備その他火災防止に必要な設備	④高度処理設備 ⑤消毒・放流設備 ⑥汚泥処理設備 ⑦資源化設備 ⑧脱臭処理設備 ⑨取排水設備 ⑩電気設備 ⑪中央監視・計装設備 ⑫消火設備その他火災防止に必要な設備 ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑮前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 ウ．リサイクルセンター ①受入・供給設備 ②破碎・破袋設備 ③圧縮設備 ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備 ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備 ⑥再生利用に必要な保管のための設備 ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備 ⑧搬出設備 ⑨排水処理設備 ⑩電気設備 ⑪計装設備 ⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ⑬消火設備その他火災防止に必要な設備
---	---

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑰管理棟 ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 エ．ストックヤード ①受入・供給設備 ②破碎・破袋設備 ③圧縮設備 ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備 ⑤再生利用に必要な保管のための設備 ⑥搬出設備 ⑦排水処理設備 ⑧電気設備 ⑨計装設備 ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ⑪消火設備その他火災防止に必要な設備 ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑮管理棟 ⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 <u>（８）廃棄物処理施設基幹的設備改造</u> <u>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</u>	⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑰管理棟 ⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 エ．ストックヤード ①受入・供給設備 ②破碎・破袋設備 ③圧縮設備 ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備 ⑤再生利用に必要な保管のための設備 ⑥搬出設備 ⑦排水処理設備 ⑧電気設備 ⑨計装設備 ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備 ⑪消火設備その他火災防止に必要な設備 ⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 ⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。） ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物 ⑮管理棟 ⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 <u>（新設）</u>
---	--

ア. エネルギー回収型廃棄物処理施設

①受入・供給設備

②前処理設備

③メタン発酵設備

④燃焼（溶融）設備

⑤熱回収（排ガス冷却）設備

⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）

⑧通風設備

⑨灰出し設備

⑩焼却残さ溶融設備

⑪発酵残さ処理設備

⑫給水設備

⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑭電気設備

⑮計装設備

⑯消火設備その他火災防止に必要な設備

⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑲前各号の設備の設置に必要な建築物

イ. リサイクルセンター

①受入・供給設備

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤中古品・不用品の再生を行うための設備

⑥再生利用に必要な保管のための設備

⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備

⑧搬出設備

⑨排水処理設備

⑩電気設備

⑪計装設備

⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑬消火設備その他火災防止に必要な設備

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

（9） 廃焼却施設等の解体事業

本事業の交付対象施設は、環境大臣が必要であると認める廃焼却施設等の解体に限る。

23. その他

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱第 12 の規定に基づき、廃棄物処理施設整備交付金を受けて事業を実施する場合に限り、平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」の定めるところにより行うものとする。

この場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第 2 項及び第 6 項は、それぞれ廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領第 2 項及び第 6 項の定めによるものとする。

ただし、廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領第 2 項（1）に定める災害

（7） 廃焼却施設等の解体事業

本事業の交付対象施設は、環境大臣が必要であると認める廃焼却施設等の解体に限る。

23. その他

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱第 12 の規定に基づき、廃棄物処理施設整備交付金を受けて事業を実施する場合に限り、平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」の定めるところにより行うものとする。

この場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第 2 項及び第 6 項は、それぞれ廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領第 2 項及び第 6 項の定めによるものとする。

ただし、廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領第 2 項（1）に定める災害

廃棄物処理計画の添付は要せず、同第２項（２）に定める災害廃棄物処理計画の提出は事業の完了の日から起算して１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までとする。 附則 １．交付要綱別表１の第４項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成２５年度以前に着工し、平成２６年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第８項の事業を平成２５年度以前に実施している場合に限ることとする。 ２．プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を経由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表第１第１項から第<u>８項</u>、<u>第１０項</u>及び第<u>１２項</u>までの事業を行う場合は、第２１項の規定は適用しない。 附則 本要領は、令和<u>７</u>年４月１日から施行し、令和<u>７</u>年度予算にかかる交付金事務から適用する。 別表第１～２（略） 様式第１～様式第１０（略）	廃棄物処理計画の添付は要せず、同第２項（２）に定める災害廃棄物処理計画の提出は事業の完了の日から起算して１か月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までとする。 附則 １．交付要綱別表１の第４項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成２５年度以前に着工し、平成２６年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第８項の事業を平成２５年度以前に実施している場合に限ることとする。 ２．プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を経由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表第１第１項から第<u>７項</u><u>及び</u>第１０項までの事業を行う場合は、第２１項の規定は適用しない。 附則 本要領は、令和<u>６</u>年４月１日から施行し、令和<u>６</u>年度予算にかかる交付金事務から適用する。 別表第１～２（略） 様式第１～様式第１０（略）
---	---